

第13次鳥獣保護管理事業計画（原案）の概要

1. 鳥獣保護管理事業計画について

野生鳥獣の保護及び管理を図るため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下、「法」という。）第4条の規定に基づき、環境大臣が定めた「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）に基づき、知事が地域の鳥獣の生息状況に応じた鳥獣保護管理事業の実施内容等について定めるものです。

また、国の基本指針は5年ごとに見直すこととされており、令和3年10月26日に環境大臣が定める基本指針が変更されたことから、法第4条の規定に基づき、第13次鳥獣保護管理事業計画を策定します。

2. 主な改正内容

主な改正点は、以下のとおりです。なお、国の基本指針を踏まえて、記述内容を見直しました。※頁番号は別添事業計画（原案）に対応しています。

第一 計画の期間<P1>

- ・次期計画は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項<P1~18>

- ・計画期間中に、以下のとおり指定等を行います。

鳥獣保護区（期間更新67箇所）、鳥獣保護区特別保護地区（再指定12箇所）、休猟区（指定15箇所）

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項<P19~20>

- ・放鳥についての留意事項を整理しました。また、現行計画同様に、放鳥計画を定めました。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項<P20~38>

- ・捕獲実施に当たっての留意事項として、錯誤捕獲への適切な対応の指導等を記述しました。
- ・有害鳥獣捕獲の許可基準の設定方針等を整理しました。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項<P39~41>

- ・特定猟具使用禁止区域（銃）については、現在指定されている84箇所の再指定を行います。

第六 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項<P42>

- ・ニホンジカ及びイノシシを対象鳥獣とした、第二種特定鳥獣管理計画を策定します。

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項<P42~44>

- ・計画期間中に再指定を行う鳥獣保護区特別保護地区の野鳥生息調査等を実施します。

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項<P45~51>

- ・必要な財源の確保として、指定管理鳥獣捕獲等事業を記述しました。

第九 その他<P51~55>

- ・感染症への対応として、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱及びその他感染症への対応を整理し、記述しました。

3. 計画策定スケジュール（予定）

- ・令和3年12月 パブリックコメント
- ・令和4年2月 環境審議会鳥獣部会にて審議
- ・令和4年3月 第13次鳥獣保護管理事業計画の告示